

第17回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日(水) 午前9時30分から午前10時45分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第2会議室

3. 出席委員(9名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
3番委員	鳥越	孝広
4番委員	中島	照章
5番委員	石橋	祐一
6番委員	藤原	優子
7番委員	伊藤	照子
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6号の規定による通知について

報告第4号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	塩塚	政治
次 長	野田	稔雄
職 員	前田	由紀子
職 員	塚本	雄二

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第17回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、2番委員、3番委員をお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思います、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。
 では、早速、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、23件の申請がっております。

 なお、16番案件は3番委員に関するものですので、農業委員会等に関する法律第31条により議事参与できないため、3番委員は退室をお願いします。

 では、16番を除いた事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 1番から15番まで、それに17番と23番は、貸借期間満了によります更新申請でございます。

 18番19番は、期間満了に伴い農地集約のため耕作者変更となるものです。

 20番は貸借期間満了に伴い、耕作者へ売買の申請でございます。

 21番は、空き家を貸借されていた譲受人の〇〇さんが、住宅購入と一緒に周辺農地売買の相談を受け、購入でまとまり申請となったものでございます。

 23番は、渡人が農地処分をしたく、市街化区域内農地でもあり転用を含め複数の不動産業者へ相談されたようですが、道路に接する部分が狭いことから断念され、農地としての処分しかないと現耕作者へ相談したところ売買がまとまったものと伺っております。

 いずれも3条調書の各項目に該当せず、許可基準を満たしております。

 ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 次に地区担当委員の意見を伺いたいと思います。
1番から13番まで、それに23番の〇〇さんと22番の□□さんについて私から発言します。

議長 〇〇さんは市街化区域の農地を耕作されている方で、引き続き耕作頂けるということで問題ありません。
□□さんは、認定農業者で、今までの耕作実績もありますし頑張っておりますので全く問題ありません。

議長 では、次の14番を3番委員お願いします。

3番委員 14番の〇〇さんは、以前から耕作されているところでありますし、引き続きということで問題ないと思われま

議長 15番も3番委員お願いします。

3番委員 15番の〇〇さんですが、地元で幅広くされていて住宅地の傍で大変だと思えますが、長くされていますので問題ないと思

議長 次、17番案件を6番委員お願いします。

6番委員 〇〇さんは認定農業者で広く耕作されており問題ありません。

議長 ありがとうございます。
18番と19番を9番委員お願い致します。

9番委員 〇〇さんは認定農家でありますし、機械設備も十分ありますので問題ありません。

議長 20番を再び6番委員からお願いします。

6番委員 〇〇さんは南の方でなくてはならない方で、近隣農地を〇町程作られている認定農業者でもあり問題ありません。

議長 21番を7番委員お願い致します。

7番委員 現地を見に行きましたが、空き家だった住宅を購入されたと聞いております。
水が流れてくるような場所もあり耕作が大変だろうと思われま

議長 ありがとうございます。
 では審議に入ります。事前には事務局に質問は寄せられていないようですが、何かご意見はございませんか。
 (発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、無いようですので審議を終わり採決に入ります。
 まず、1番から13番までと23番の案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)
 ありがとうございます。
 全員賛成で許可することに決定します。

議長 それでは14番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)
 ありがとうございます。
 全員賛成で許可することに決定します。

議長 15番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)
 ありがとうございます。
 全員賛成で許可することに決定します。

議長 17番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)
 ありがとうございます。
 全員賛成で許可することに決定します。

議長 18番19番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)
 ありがとうございます。
 全員賛成で許可することに決定します。

議長 20番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)
 ありがとうございます。
 全員賛成で許可することに決定します。

議長 2 1 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で許可することに決定します。

議長 2 2 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で許可することに決定します。

議長 次は 1 6 番案件の審議に入りますので、3 番委員は退席をお願いします。
- 3 番委員の退室 -

議長 それでは、1 6 番の説明を事務局お願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
いずれも 3 条調書の各項目に該当せず、許可基準を満たしております。
ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 それでは次に地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。
5 番委員、お願いします。

5 番委員 はい。〇〇は認定農業者で、手広く耕作されており全く問題ないと思われま

議長 ありがとうございます。次に審議に入ります。
何かご質問はございませんか
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 審議を終わり採決に入ります。
1 6 番の案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で許可することに決定します。
3 番委員の入室をお願いします。

— 3 番委員の着席 —

議長 16番は許可に決定しました。
以上で議案第1号を終わります。
続いて

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、75件の申請がっております。
なお、この中には、9番委員、3番委員、それに私に関するものがござい
ますので議事参与できないため、その場合は退室をお願いします。
それでは、まず、1番から52番まで、それに72番から75番までの説明を
事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
1番から6番までは期間満了での耕作者変更による申請です。
7番8番は期間満了による更新です。
9番は、農地法3条契約のまま残っていたため、他の農地と同様に利用権申請
へ変更されるものでございます。
10番から52番までは、全て期間満了による更新申請でござい
ます。
72番から75番までも期間満了による更新でござい
ます。
ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
何かご意見ご質問はございませぬか。

9番委員 ○○さんは頑張つてあると思ひますが、期間が1年と短いのはどうゆう事情で
しょうか。

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 はい。こちらの農地については、昨年の大由による被害後、管理がうまくでき
ておらず、所有者から不満の声が届いていたところで、このままではちょっとと
いう状況でござい
ました。
その直後、市の認定農業者の更新審査に関するヒアリングの中で、今後は頑張
つて作付けをする旨の説明もあつたと聞いております。
そして、同じ所有者から売買相談も受けたため、会長並びに地域の推進委員に
調整して頂いた結果、継続はするが1年間の条件付きとすることになったところ
です。

9番委員 分かりました。

議長 他にございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので採決に入ります。
議案第2号について、一括採決とすることよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは一括採決といたします。
1番から52番まで、それに72番から75番までを許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定いたします。

議長 それでは、次に53番案件に入りますので、9番委員は退席をお願いします。
-9番委員退室-

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
期間満了による更新でございます。
ご審議よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
何かご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、採決に入ります。
53番を許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
全員賛成で許可することに決定します。
9番委員の入室をお願いします。
-9番委員の着席-

53番は許可に決定しました。

議長 54番から62番までは3番委員に関するものですので、3番委員は退席をお願いします。
-3番委員退室-

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
全て期間満了による更新でございます。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
何かご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので採決に入ります。
54番から62番までを許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で許可すること決定致します。
3番委員の入室をお願いします。
-3番委員の着席-
54番から62番までは許可に決定しました

議長 次に63番から71番までの案件に入りますので、私は退席し、以後の進行は
2番委員をお願いします。
-会長退室-

2番委員 それでは、会長を代理しまして私が議事進行を行います。
63番から71番までの案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
全て期間満了による更新でございます。
ご審議の程よろしく申し上げます。

2番委員 それでは審議に入ります。ご質問ご意見はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので審議を終わり採決に入ります。
63番から71番までの案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
63番から71番までの案件は全員賛成で許可することに決定します。
それでは、会長の入室をお願いします。
-会長の着席-
会長の案件は許可に決定しました。

2番委員 会長に関する案件が終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

議長 以上で議案第2号を終わります。
次に報告に移ります。
それでは報告へ進みます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第1号を終わります。
次に、

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 ご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第2号を終わります。
次の

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
1番と3番につきましては、その後の耕作者が決まっておりません。以上で説明を終わります。

議長 何かご質問ございませんでしょうか。

(発言者なし)

議長 無いようですので報告第3号を終わります。
次の

報告第4号 非農地証明について

議長 報告第4号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、報告4号を終わります。

議長 以上で報告事項第1号から第4号までを終わります。
これをもちまして、第17回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上